第 36 回北広島ふるさと祭り出店のきまり

1. 出店に当たって

ふるさと祭りは、都市化の進む中でふるさと意識を育むとともに、より多くの方が憩い、ふれあい、連帯感を深めていただくために開催するものであり、出店はイベントと同様に魅力的な祭りを形成する重要な要素です。

出店に当たっては、来場者に祭りの良さを存分に楽しんでいただけるよう、価格等で心を込めたサービスに努めてください。

また、安心して楽しめる市民手づくりの祭りとするため、暴力団関係者等の出店は厳しく排除いたしますので、本趣旨の徹底遵守を実行してください。

ここに定めるきまりのほか、実行委員会の指示に従わないときは、ただちに出店を取りやめさせていただきますことをあらかじめご承知おき願います。

2. 物販、飲食の価格

前記にのっとり、出店者それぞれ適正な価格で販売することとし、競合することがあっても自己の責任において処理してください。生ビールにつきましては 420ml で 400 円とさせていただきます。

他の出店者への威嚇や恫喝行為が発覚した場合、ただちに出店を取りやめていただきます。また、そのような行為をうけたり、目撃した場合は速やかに本部までお知らせください。

3. 出店準備

1）店舗の設営位置は、実行委員会で区画割りをしておきます。設営の際には決められた位置を必ず守り、軒先を揃えるなど、実行委員会の指示に従ってください。

2）店舗の設営及び物品の搬入は、**8 月 2 日(土)は午前 7 時から午前 9 時までの間、8 月 3 日(日)は午前 7 時から午前 8 時 30 分までの間に行ってください。**この時間帯は、歩行者天国及びバスターミナルに車両を乗り入れての準備を行うことができますが、混雑が予想されますので通行や駐停車の際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、くれぐれも事故が起きないよう配慮してください。なお、車両はインターロッキングを傷めるため、歩道への乗り入れは一切できません。また、実行委員及び警備員の指示には必ず従ってください。**8 月 2 日（土）は午前 9 時までに、4 日（日）は午前 8 時 30 分までに必ず車両を出店者用駐車場へ移動して下さい。**

※　移動販売車出店場所、イベントステージ設置場所への駐停車はご遠慮ください。駐停車されている場合は実行委員及び警備員の指示で移動をお願いします。（説明会で詳細地図を説明します）

3）**出店者用駐車場に駐車できるのは、1 店舗に付き 1 台の「駐車許可証」がある車のみとなりますので、それ以外は一般有料駐車場に駐車してください。**また、出店者用駐車場は、JR 北広島駅西口の「ふるさと祭り臨時駐車場」です。出店者用駐車場では必ず「駐車許可証」を車両フロントの見やすいところに掲示してください。なお、駐車の際には

警備員の指示に従ってください。

4）道路及び歩道へのベンチ、テーブル等の設営はできません。

4. 出店時間

1）8 月 2 日(土) 正午から午後 9 時まで
2）8 月 3 日(日) 午前 9 時から午後 8 時まで
※移動販売車については 8 月 2 日一日限り。

5. 会場の設備

1）電気について

1 店舗当たり電球ソケット３個、計 600Wまでを配線いたしますが、電球や差込みコンセント類は各自で用意願います。600Wを超える電力を消費する場合には、各自で発電機を用意するか、または 3,000 円の別途工事料金が掛かりますので、7 月 23 日（水）の出店説明会にお申し込みください。なお、閉店後の通電はいたしません。また、テント設営後は速やかに各自で通電テストを行い、不具合がある場合は速やかに本部まで申し出てください。（電気業者の待機は午前 10 時まで）

※ 各自で発電機を用意する場合、下記の点などに注意して取り扱うこと。

- ガソリンなどの危険物を取り扱う場所においては、みだりに火器を使用しないでください。
- 常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空き箱その他不要な物件を置かないようにしてください。
- 危険物を取り扱う場合においては、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講じるようにしてください。
- ガソリンはポリタンクではなくホームセンターなどで販売されている金属の携行缶（消防法令に適合した認定品）で保管してください。
- ガソリンの入った携行缶は直射日光が当たらないよう涼しい場所で保管してください。
- 注油する際は、予め圧力調整弁の操作など容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱ってください。

2）給排水について

会場内に１カ所、給排水場所を設けますのでご利用ください。また、排水口には、生ごみ等は絶対に流さないでください。

6. 食中毒の防止及び衛生の保持

食中毒などの事故が発生した場合は大変な事態になりますので、保健所の指示を守り、くれぐ

れも事故が起きないよう料飲食の取り扱いには十分注意を払ってください。

7. 清掃及び後片付け

1）店舗の撤収、清掃及び後片付けは８月２日（土）午後９時の祭り終了後会場内の清掃を行った後、各自の撤収を行ってください。また移動販売車は撤収となりますので、会場内の清掃を行った後、各自の撤収を行ってください。**全ての後片付けは、10時30分までに終了させて下さい。**８月３日（日）は午後８時の祭り終了後、一斉に会場の後片付けとなります。会場内の清掃を行った後、各自のテント等の撤去を行ってください。**全ての後片付けは、午後９時30分までに終了してください。**また、移動販売車の撤収や出店者撤収用車両の進入誘導を行いますので、本部の誘導指示に従ってください。混雑が予想されますので通行や駐停車の際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、くれぐれも事故が起きないよう配慮してください。

2）駅前の歩道及びバスターミナルが出店場所であるため、特に飲食を扱う場合には、路面に付着した食品の油汚れや炭の汚れなどが付かないように注意し、汚した場合は原状復帰してください。事前に著しい汚れが想定される場合は、ビニールシートを敷くなど、事前に養生措置をしてください。**出店者が路面を汚したり、雨水桝に残飯等を流したりした場合は、清掃費用を請求させていただきます。また翌年度以降の出店はお断りさせていただきます。**

8. ゴミの分別

ゴミは全てお持ち帰りいただきます。ただし、リサイクル可能な物については、回収することも可能です。（詳細別紙）

ゴミを持ち帰らずに不法投棄した場合などは、翌日の出店ができなくなる場合や翌年度以降の出店をお断りさせていただきますのでご注意ください。なお、途中での出店取り消しになった場合の出店料は、一切返還いたしません。

ごみ集積場は、**8月2日（土）は午後10時、3日（日）は午後9時で閉鎖**します。

9. 従事者の確認

実行委員会では名義貸しを排除するため、出店申込者本人が出店しているかどうかを不定期に確認しますので、申込者は必ずテント内に常駐してください。

10. 営業申請等

1） 食品衛生法に基づく営業申請は、出店者自身で行ってください。

- 申請先　北海道立千歳保健所生活衛生課食品保健係
- 住所　　千歳市東雲町4丁目2番地
- 電話　　0123－23－3175

・ 提出書類　① 食品衛生法による営業許可申請書
② 営業許可申請手続料減免申請書
③ 営業設備の配置図

※祭り会場内の平面図は実行委員会で提出します。

2）千歳保健所への営業許可申請は、7 月 25 日に終えてください。昨今の食中毒問題により、保健所の審査期間が長くなっておりますので、出店商品を多数申請する場合はご注意ください。

3）営業許可申請手数料減免申請書を提出することで、通常 2 万円の手数料が 2,200 円（収入証紙は保健所内で購入可）となります。

4）保健所からの許可品目以外の販売はできません。

5）営業許可証は一括で事務局に郵送してもらいますので、**許可証の送付先を下記記載の事務局にしてください。なお、許可証は 8 月 2 日(土)午前 9 時から本部テントで交付いたしますので、本部テントで許可証を受取ってください。**

6）営業許可証は必ずテント内の見やすい場所に掲示してください。

11. 雨天等による中止について

雨天等により2 日間とも中止になった場合は、出店料から実費経費を差し引いた分のみをお返しいたします。

12. その他注意事項

1）未成年者への酒類の販売には、特に注意してください。

2）東光ストアの来客用氷は、絶対に持ち出さないでください。

3）セブンイレブン北広島駅前店駐車場への駐車はできません。

〒061-1192 北広島市中央 4 丁目 2-1
北広島市祭り実行委員会事務局
北広島市役所経済部商業労働課内
TEL 011-372-3311 内線 858
FAX 011-372-0888